

(公印・契印省略)

総基料第28号
令和7年2月10日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮問に係る申請の補正について

令和7年1月21日付け諮問第3191号において諮問した電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可について、東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 澁谷 直樹）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 北村 亮太）より別添1及び別添2のとおり同年2月4日付け東相制第000200000538号及び相制第155500000449号によって補正申請があった。

当該補正申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、諮問第3191号について、別添のとおり諮問書の内容を補正する。

(公印・契印省略)

諮問第3191号
令和7年1月21日
(令和7年2月10日補正)

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 澁谷 直樹）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 北村 亮太）から、令和7年1月17日付け東相制第000200000524号及び相制第155500000432号（同年2月4日付け東相制第000200000538号及び相制第155500000449号による補正申請を含む。）により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとした。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。